

委員会条例の一部改正の概要

1 改正理由

第18条の2で規定するオンライン委員会を開催する場合、その第3項で、委員長が命令に従わない委員に対しオンライン会議システムへの接続を解除することを可能としている。一方、第18条の3に規定の、やむを得ない事由のため委員会に参集できない委員がオンライン会議システムにより参加する場合は、第18条の2第3項と同様の規定がないので、第18条の3に新たに第3項として同様の規定を加えるため。

2 主な改正内容

第18条の3に第3項を加えるもの。

3 施行日

公布の日からとする。